

職務内容書【理事（DX・情報発信推進担当）】

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

国立健康危機管理研究機構は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に設立された法人です。

その役割は、感染症その他の疾患に関して、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、感染症有事において疫学調査、病原体解析から臨床研究及び公衆衛生分野の研究までを総合的に実施することです。あわせて、平時から感染症に関する基本的な情報等について国民の理解が深まるようわかりやすい情報提供・共有を行い、感染症有事においては政府の求めに即応して必要な情報を提供しつつ、政府と連携して科学的知見等についての情報発信をしていくことが求められています。

今回公募する機構の理事は、こうした機構の役割を十分に発揮していくため、一連の業務が効率的に、また関係機関との円滑な連携の下で実施されるようDXを推進するとともに、わかりやすい情報発信につなげるための業務プロセス改革を推進していく担当役員です。DX・情報発信のいずれも機構内の各事業部門（研究所、病院等）に横断的に関わる業務であり、統括部門のシステム基盤整備局長を兼務するとともに、機構の情報発信についても担当します。統合された2法人の業務を実質的に一体化させ、成果創出につなげていけるよう、改革推進のための強いリーダーシップと能力をもつ人材を求めています。

1. 機関名：国立健康危機管理研究機構

（法人の業務概要）

当機構は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に設立された法人である。

主な業務は以下のとおり。

- ・ 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
- ・ 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
- ・ 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
- ・ 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
- ・ 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。

- ・ 上記のほか、旧国立感染症研究所、旧国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。

2. ポスト：理事 1ポスト1名

(任期2年：令和7年10月1日～令和9年9月30日)

3. 職務内容

- (1) 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- (2) 感染症にかかる情報の入手から整理・評価、対外的提供までの一連の業務が、効率的に、また関係機関との円滑な連携の下で実施されるようDX・情報発信を推進する責任者として、以下の業務を統括する。
 - ① 機構が入手する、
 - ・ 感染症の発生状況（感染症サーベイランスシステムにおいて把握する発生届等の情報）
 - ・ 海外から入国する者の状況（検疫所から今後入手を予定する情報）
 - ・ 医療機関における診療経過、検査結果等の情報（感染症臨床研究ネットワーク等を通じて把握する情報）
 - ・ 予防接種の実施状況（予防接種等関連情報データベースから今後入手する情報）等の情報について、危機管理・運営局における整理・リスク評価、政府への提供、大学・研究機関等の専門家や一般国民向けの発信等を円滑に行うための業務プロセスの再構築と、それを支えるシステム基盤の整備及び情報発信。
 - ② 国内外の医療機関、研究機関等との情報連携を支えるシステム基盤の整備及び情報発信。
- (3) (2)の業務のうちシステム基盤整備を担当するシステム基盤整備局（職員数19名）の局長を兼ねる。
- (4) (2)の業務のうち情報発信を担当する危機管理・運営局の広報管理部を所掌する。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で65歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において業務プロセス改革及びシステム基盤の整備又は運用の経験を有し、上記（2）に掲げる業務の遂行に十分な能力を有していること。

- ・ 感染症をはじめとした医療及び危機管理についての知見並びに関心を有しており、かつ、上記３の職務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。

５．勤務条件

（１）勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤役員
- ・ 勤務地：国立健康危機管理研究機構（東京都新宿区戸山１－２１－１）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：国立健康危機管理研究機構役員報酬規程に基づき支給
年収 1,400 万円程度（地域手当、賞与含む）、この他通勤手当支給
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金
- ・ 危機管理：新興感染症等のまん延拡大時及び地震等の大規模災害発生時には、緊急招集並びに勤務の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は、機構の運営状況等により変更の可能性あり

（２）選考方法

- ・ 選考委員会を設置の上、以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査：質疑応答及びプレゼンテーション）
 - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

６．応募方法

（１）応募書類

次の書類を（２）の応募先宛て簡易書留による郵送又はメールで提出してください。

- ・ 履歴書（ＪＩＳ規格の履歴書に写真を添付すること）
- ・ 自己アピール文書（Ａ４横書き、12 ポイントで２枚以内。自らの知識・経験を当機構での職務にどのように生かしていくか、自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。）
- ・ プレゼンテーション資料（自己アピール、今後の展望等）

（２）応募先

（郵送の場合）

〒１６２－８６５５ 東京都新宿区戸山１－２１－１

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 事務総局 総務部人事課人事係 宛

※ 郵送の場合、封筒の表に「国立健康危機管理研究機構理事応募」と朱書きすること。

（メールの場合）

jinji_center@jihs.go.jp

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 事務総局 総務部人事課人事係

※ メールの場合、上記のアドレスに送信した上で、メールが届いたかどうか下記「８」の問い合わせ先に電話で確認すること。

※ プレゼンテーション資料は必ずメールで提出すること。

（３）応募期限

令和７年６月２３日（月）必着

７．欠格事由等

国立健康危機管理研究機構法の役員欠格事由若しくは令和７年４月１日現在の当機構の外部理事の配偶者又は二親等以内の親族に該当する場合は、今回募集する理事になることはできません。また、理事は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）（抄）

（役員の欠格条項）

第十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。ただし、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事又は監事となることができる。

第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第四十三条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十九条の二、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条の二、第四十七条から第五十条まで並びに第五十条の三から第五十条の九までの規定は機構について、同法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十五条の二の規定は機構の中期目標及び評価について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「主務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

○国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）（抄）

（教育公務員及び研究公務員の範囲）

第一条 国立健康危機管理研究機構法（以下「法」という。）第十三条ただし書の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

2 法第十三条ただし書の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（役員の兼職禁止）

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8. 問合せ先

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 事務総局 総務部人事課人事係

TEL 03-3202-7181（代表）

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html